

## 研究論文

## 今日における子どもをもつ意味変容

—イギリスにおけるParenting Educationの台頭—

斎藤 真緒<sup>1)</sup>

## Contemporary Change of the Meaning of Having a Child

—The Rise of Parenting Education in UK—

SAITO Mao

This paper is a preliminary study of possibility of Parenting Education. Since 1990s Parenting Education Programmes increased in UK. The author noticed the interaction between the individual meaning of having a child and the social meaning. Then as factors of this dynamism, the author reviewed maternity care policy in UK, New Midwifery as a new theoretical basis, the rise of voluntary sector, and the initiative of Blair Administration. Through the change of the meaning of having a child, the author demonstrated that parental responsibility was more and more emphasized.

**Key Words** : Parenting Education, modern family, the meaning of having a child, parental responsibility  
 キーワード : ペアレンティング・エデュケーション、近代家族、子どもをもつ意味、親責任

## はじめに

昨今、いっこうに下げとどまらない「少子化」に対する危機意識から、我が国でも子育て支援に対する社会的・研究的関心が高まっている。とりわけ1990年代以降、1991年の育児休業法の成立（1992年施行）、「エンゼルプラン（今後の子育てのための施策の基本的方向について）」の策定（1994年）、「少子化対策プラスワン」（2002

年）、「少子化対策基本法」および「次世代育成対策推進法」（2003年）など、政府レベルでも子育ての「社会化」施策が目白押しである。子育ての「社会化」とは、女性の本能としての「母性」に基づく私的な家庭内の営みとして子育てを捉えるのではなく、国家を含む多様なエージェントがかかわる営みとして家庭外に開いていく、いわば「子育て観」の転換を意味している。しかしこのことは、家庭内での子どもの養育が皆無になるということの意味するものではない。むしろ、一連の子育て支援の一環として、親自身による子育てへの支援としての「家庭教育」、とりわけ「親教育Parent / Parenting Education（以下、PE）」が関心を集めている。

本研究は、「文部科学省オープンリサーチセンター整備事業」（「臨床人間科学の構築—対人援助のための人間環境研究（平成17年度—平成21年度）」）の援助を受けた。

1) 立命館大学産業社会学部助教授  
 maosaito@xg8.so-net.ne.jp

20年以上の歴史をもつ親業訓練協会だけではなく、近年ではカナダのNobody's Perfectなど、子育て支援の現場では、様々な欧米のPEが矢継ぎ早に紹介・導入されている。しかし、こうしたPEへの期待が高まる一方で、プログラムを日本に輸入する際の留意点、とりわけ文化的背景の違い、運営主体やプログラムの評価方法といった点についての検討は立ち後れているのが現状である。また、PEに関する従来の研究は、子育てスキルの伝達を中心とするそのプログラムの実際の「効果」や、コストベネフィットに関する考察が大半を占めている。

本稿では、こうしたPEが子育て支援の現場で果たしうる可能性を実践的・理論的に検証していく上での予備的作業として、そもそもPEがなぜ今注目されているのかという問いに立ち戻って、PEが成立する社会的背景について検討してみたい。「開かれた育児」を志向する「子育て観」の転換という時流の中で、なぜ今あえて親への教育が取り上げられるのだろうか？

子育て支援でしばしば強調されることは、親の育児（能）力の低下である。このことについては、「近代家族」における閉鎖的育児構造と密接な関連があるということがすでに指摘されている。さらに、キャリアと子育てとの両立を中心とするワークライフバランス、あるいは不妊治療に関する情報の氾濫に示されているように、個人にとっても、子どもをもつということがますます人生における重要な「イベント」として位置づけられるようになってきている。女性はもちろんのこと、男性の妊娠・出産・育児参加が、個人やカップルの「体験」として語られる。小玉は、こうした言説の増殖について、親にとっての「子どもをもつ意味の変容」（小玉、1993：44）の問題として整理している。あるいはミュンツも、今日の子どもをもつ意味変容をめぐる根本的問題を、「なぜ個人化された社会において、いまだにそれほど子どもをもちたが

るのか」という、親個人の側からの子どもをもつ「意味づけ」の問題として整理している（Münz, 1982：241）。

子どもをもつことへの意味づけは、単に個人やパートナー間の「私的」な問題だけではなく、「少子化」問題に典型的に示されているように、今や社会的・政治的関心事となっている。PEは、親になるという個人の選択を支えるツールであると同時に、子どもをもつ意味に対する今日の一つの重要な社会的・政治的意味供給源としての役割も果たしうる。つまり子どもをもつことの意味変容は、時代や政治によって創出される〈社会的意味づけ〉と、子どもをもつ意味に対する〈個人的意味づけ〉との相互作用において捉える必要がある。本稿では、1990年代のイギリスにおけるPEの台頭を事例として取り上げ、その生成・展開過程を通じてどのようなエージェントが登場し、〈個人的意味づけ〉や〈社会的意味づけ〉にどのような影響を及ぼしているのか、その相互作用のダイナミズムを読み解くことによって、今日、子どもをもつ意味がどのように争点化されているのか、その一断片を明らかにしてみたい。

## 1. PEとは何か？—生成過程と定義をめぐるポリティクス

### （1）定義をめぐる歴史

具体的なイギリスの動向の検討に移る前に、PEにおける定義の歴史の変遷をみながら、PEと家族関係の変化との関連について整理しておきたい。

欧米では、非常に多種多様な親役割に関する教育的アドバイスが存在しており、そこで用いられる言葉も、Parent Education, Parent Training, Family and Parent Supportなど、用語も統一されていない。PEの歴史をさかのぼれば、古くは、ジョン・ロックやペスタロッチ、あるいはフレーベルなどにその思想的淵源を見

い出すことができるが (Stern, 1960=1966), その思想的発展は, 親が子どもの養育の中心的存在と見なされるようになる「近代家族」の生成と軌を一にしている。とりわけ多種多様なプログラムが開発・普及していく1960年代は, 未曾有の経済的繁栄を基盤とした「近代家族」の黄金期でもある。

PEについては, 類似概念の多さや領域の曖昧性といった点, あるいは教育という言葉に孕まれている権威主義的な教授方法に対する批判など, 定義自体の困難性がしばしば指摘されている。しかし, 「何か『教えられるべきこと』と『学ばれるべきこと』がそこにあるのだと述べるのが正しいと見なされる限り Parent Education という用語をすてる必要はない」とスターンは述べている<sup>2)</sup>。北米では, 1960年代頃から, STEP (Systematic Training for Effective Parenting) PET (Parent Effectiveness Training), ギノット (H. Ginott) の親教育, 交流分析 (Transactional Analysis) など, 心理学を基盤としたPEが多数開発されている (田中, 1988)。ロングは, PEの歴史的展開過程を, 3つの時期に区分している (Long, 1997)。拡大家族や地域コミュニティにPEの機能を依存していた「第一期」から, 第二次世界大戦後, 「近代家族」の普及とともにPEの「第二期」に移行する。PEは, 親族及び地域コミュニティを越えて, 市場や様々な社会制度・機関を媒介として, 直接親に伝授されるスキルとなる。たとえば当時PEは「明確な内容, 対象となる住民, 親役割のパフォーマンスを強めあるいは変革することを目標とする組織された努力」と定義されている (Smith, 2002)。この時期のPEの特徴として最も重要なことは, 子育てがより社会的に意識化された行為となったことであり, さらに言えば, 親族関係や地域の人

間諸関係に埋め込まれていたスキルとしてのペアレンティングの伝授に, 専門家が大きく関与し始める過程として理解することができる。それぞれのプログラムは, 親と子どもとのニーズの分離, 権威主義から平等主義へとといった考え方のバリエーションはあるにせよ, いずれのプログラムにおいても, 「子育ての担い手=親」という前提が貫かれており, いかにか子どもの身体的・心理的発達を親が達成するのかがという点が重視されている。この時期には, 言葉も Parenting Educationではなく, Parent Educationが多用されていた。しかもその内実が, 両親の一方である母親に対する教育であったことは想像に難くないだろう。

## (2) 「近代家族」の変容とPE

しかし, 1990年代以降のPEの拡大は, こうした流れとは一線を画している。ロングは, この「第三期」の特徴を, コストの影響, ファシリテーターへの注目, プログラムの効果の重視に見いだしている。しかしこの分類は, あくまでPEプログラムの内容に関する整理であり, なぜ第三期にPEが急速に拡大したのかを説明するのは不十分であると思われる。

ここで筆者が注目したいのは, 家族の変化である。子育てを親の役割と定義していた第二期から, 子育てをめぐる社会環境は大きく変化している。とりわけ, 家族関係の変化—共働き家族の増大, 離婚・再婚の増加, 一人親家族の増大, 非嫡出子の増大など—は, 家族の養育機能の低下として捉えられてきた。換言すれば, 「近代家族」が想定していた生物学的両性から構成される親という存在が, その現実的基盤を失ってきたのである。また, とりわけ子育ての主要な担い手として想定されてきた女性の高学歴化・就業率の増加といったライフスタイルの変化の中で, 結婚や妊娠・出産を「自然」な営みとして捉えるのではなく, 自らタイミングを「選

2) スターン博士は, 第二次世界大戦後, 日本の親教育の先駆的役割を担った。

択」する意識が普及するようになる(天童編, 2004: 31-32)。「選択」を介することによって、子どもをもつことについての〈個人的意味づけ〉が前景化される。子どもをもつ意味づけの「個人化」を通じて、PEの定義も変化を迫られる。ピューは、PEを「親、あるいは将来の親が、自分自身及び子どもの社会的・情緒的・心理的・身体的ニーズを理解し、両者の関係を高めることを援助するための一連の教育的・支援的活動」(Pugh, 1994)と定義している。PEは、地域コミュニティを基盤とした子どもの発達および子育てのためのサポートイブな生活環境創出の一環であり、子育ては、一人の人間の発達にかかわる、親、学校、近隣を含む地域における連続的な相互行為過程の総体として把握されている。第三期において、親以外で子育てに関与するエージェントが浮上するようになる<sup>3)</sup>。

### (3) 子どもをもつ意味づけの「個人化」

今日、個人にとって子どもをもつことへの意味づけは、非常にアンビバレントな内容を含んでいる。「負荷なき個人」を要請する「個人化」過程では、子どもをもつことが自立の足枷と同義になりうる。しかし子どもをもつということが、達成困難な選択肢になることによって、逆説的に子どもをもつことへの意味付与の意義が高まるとベック＝ゲルンスハイムは述べている。ここで子どもをもつことは「自己犠牲」ではなく「自己実現」という意味合いが強化される。この新たな意味の内実に分け入ってみると、「人間的成長」や「関係性に対する喜び」といった、現代社会における対抗価値としての側面が強調されている。この点にかかわって、「子どもをもたない＝チャイルド・フリー」(チャイルド・レスという否定的表現ではない!)という選択が、親になるということに特別な価値

を承認した結果であるというバーレットの指摘は興味深い(バーレット, 2004)。またこうした理解は、「子どもの価値の転換」を指摘する柏木の議論にも通底する(2001)。柏木は、子どもをもつことへの積極的な意味づけについて、従来から指摘されてきた「経済的・実用的価値」に対置された「精神的価値」を、さらに3つに細分化している。第一は、子どもをもつことによって家庭がにぎやかになる、夫婦の絆が深まるなど、家庭や夫婦にとっての意味としての〈情緒的価値〉、第二は、次世代育成という社会にとっての意味としての〈社会的価値〉、そして最後に、子どもを育ててみたい、生き甲斐、自分自身の成長という〈個人的価値〉が挙げられている。とりわけ最後の〈個人的価値〉は、女性自身にとっての価値という意味合いがより強化されている。逆に、子どもをもつにあたっての制約条件として、個人的条件(経済的条件、夫婦関係)と、社会的な支援体制を挙げている。今日子どもをもつ意味づけは、その制約条件との比較考量を通じて行われていく。ここに「子どもの発達にとっての親」から「親にとっての子ども」へという視点の逆転が成立する。

こうした理解は、今日の社会において、子どもをもつという個人・カップルの選択を社会的に支える仕組み—子育て支援—の根拠としても重要である。子どもをもつ意味づけの「個人化」過程で重要なことは、その起点に〈個人的意味づけ〉、すなわち子どもをもつことが自己選択として据えられているという個人的・社会的意識の成立である。しかしこのことは、必ずしも選択した個人のみが子育ての責任を負うということの意味しない。むしろこうした選択を支える仕組みとしての子育て支援が重視される。ここに、親以外の子育てのエージェントが登場する今日的契機を確認することができる。

3) イギリスのPEの内容の特徴については、小嶋・斎藤(2003)を参照。

## 2. イギリスにおけるPEの展開

では具体的に、イギリスでのPEの台頭・展開過程では、子育ての担い手としてどのようなエージェントが登場し、エージェントが相互に影響を及ぼしあいながら、子どもをもつことになどどのような意味付与を行ってきたのであろうか？具体的には、妊娠出産期のケア（マタニティ・ケア）政策の転換と、こうした政策のひとつの動因となった「新助産学」が果たしうる理論的役割、さらには新たな子育てエージェントとしてのボランティア組織の登場、そしてブレア政権で登場してきたParenting Orderという4点から考察する。

### （1）Changing Childbirth—マタニティ・ケアの転換

第二次世界大戦後、1946年のNHS法（the National Health Service Act）によって、マタニティ・サービスは、無料で提供される国家サービスとして位置づけられることとなった。その後、出産の「病院化」が進行する。たとえば、1959年に提出された「クランブルック報告」では、病院出産を70%にまで高めることを目的として、病院のベッド数の確保が重要であると報告されている。さらに、「ピール報告」(1970年)では、女性及び赤ちゃんの健康という観点から、病院出産の安全性が強調され、いわゆる出産の「医療化」を促進した。

それが1990年代の医療改革の過程で転換点を迎える。1989年、政府報告「Working for Patients」が提出され、内部市場の確立や、GPの権限拡大などが提案された。その一環として、効率性と経済性という観点から、「マタニティ・サービスが最も効果的な方法で提供されているかどうか」を調査することを目的とした委員会が設置された。医者以外の人間が調査委員会に

加わったことがどの程度功を奏したかは不明であるが、委員会が1992年に提出した「ウィントントン報告」は、当初の予想を全く裏切る結果に達した。「あらゆる女性を病院で出産させようとする政策は、安全性という考え方からも正当化し得ない」「病院とコミュニティにおける既存のケアシステムは放棄されるべきである。病院は健康な女性へのケアにとって適切な場所ではない」「安全性の土台となりうる、緊密で小規模な地域密着型のマタニティ・ケアに関する政策が拡大することを提案する」とウィントントン報告は結論づけている（House of Commons Health Committee, 1992）。

1993年、イギリスの保健省は、「Changing Childbirth」というマタニティ・サービス政策を打ち出した。ここでは、3つのC—Continuity, Choice, Control—がサービスの基本原理として強調されている。とりわけ「個人化」とのかかわりで興味深いのは、この報告書で一貫して強調されている「女性中心のケア（women-centered care）」という姿勢である。女性自身が出産の主体者となり、女性自身が満足・納得のいく妊娠・出産を達成するということが、その後の子育てにおいても重要であるとされ、インフォームド・チョイスという手法がケア選択の中心となり、それに応じた実践と組織の見直しが唱われている。

### （2）新助産学（New Midwifery）—「親性」の「再女性化」？

マタニティ・ケアの転換と関わって、子どもをもつ意味づけを検討する上で注目すべき理論動向がある。それは、「新助産学」の登場である。新助産学が子どもを持つことについてどのような〈社会的意味づけ〉を提供しているか、その理論的ポテンシャルについて検討してみたい。

「新助産学」は、1970年代から1980年代にかけて、男性的な生物医学に対する一つのオルタ

ナティブとして提起されてきた新しい学問領域である。ここでは出産における「助産モデル」が、医療の管理下におかれた「産科モデル」に対置されている。「新助産学」の確立に大きな影響を及ぼしたシーラ・キッツィンガーの主張に典型的に示されているように、出産とは病気ではなく、あくまで生理学的現象であるという認識が強調される。結果として、母乳育児や家庭をベースとした自然出産の優位性が強調される。こうした主張は、必然的に、人間の再生産を、社会的次元と同時に、生物学的次元から再び捉え直そうとする思考を内在させており、とりわけ女性（妊婦）と子どものとの身体レベルでのつながりおよび双方の健康が重視されている。「新助産学」は、男性へのサポートにも言及しているが、それは女性のサポーターとしての役割を重視するがゆえである。あくまでもケアの中心は、「産む性」としての女性であり、結果としての「親性」の「再女性化」とも言うようなモメントが孕まれている。

こうした主張は、ドゥーデンを中心とする女性の身体経験を重視するジェンダー論と通底することは明白である。ドゥーデンは、バトラーを筆頭とする社会構築主義批判の急先鋒として知られている（ドゥーデン、2001）。つまり、「新助産学」をより広い理論的コンテクストにおいて位置づけるとすれば、ジェンダー論、とりわけ身体をめぐるフェミニズムにおける議論と連動している（小嶋・斎藤、2003）<sup>4)</sup>。

### （3）ボランティアセクターの役割

イギリスの場合、PEの提供主体は、地域の公的教育機関、ボランティア組織、病院、保健所、少年院、宗教団体など、非常に多様である。福祉政策の歴史が物語っているように、イギリ

スではボランティアセクターの果たす役割が極めて大きい。PEについてもその例外ではなく、NHSなどの公的セクターによって提供されるものだけではなく、多くのボランティア組織がプログラム提供を行っており、その数は1990年代後半から急激に増加している（Henricson et al, 2001）<sup>5)</sup>（表1, 2参照）。

ボランティアセクターが提供するPEでは、地域での継続的ケアが重視されている。またボランティアセクターのPEは、他のセクターのプログラムと比較して、プログラムの質を規定する中心的ファクターとして親自身の参画、あるいはピア・サポートを重視している。このことは、個人の選択をともに支え合う社会的仕組みとして興味深い。

### （4）政府のイニシアティブ—Supporting FamiliesとParenting Order

イギリスのPEの台頭の原動力として、マタニティ・ケアという特定の領域の改革だけではなく、政治的コンテクスト、すなわち子育てを政治的アジェンダとして位置づけ、政府の正当なる役割として、ペアレンティングサービスを推進してきたことが指摘できる（Uttig and Pugh, 2004）。特に近年のPE普及の一翼を担ったのはブレア内閣の誕生—第三の道—である<sup>6)</sup>。ブレア政権の姿勢をもっとも如実に示し

4) それゆえに、フェミニズムの中には、PEそれ自信を「本質主義」への回帰と見なし、批判しようとする動きが一方では存在する（Marshall, 1991）。

5) 代表的な組織としては、National Childbirth Trust (NCT) や Association for Improvement in the Maternity Services (AIMS) などが挙げられる。これらの組織の多くは、1950~60年代に設立されたが、実際のマタニティ・サービスへの発言力をもちうるようになるのは、フェミニズム運動が台頭する1970年代以降となる。当時、イギリスのフェミニスト社会学者オークレーも妊娠・出産と女性に関する論考を多数発表している。

6) ブレア政権におけるParenting Educationを評価する際、サッチャリズムとの連続性と断絶について検討する必要がある。また、ブレア政権への理論的影響が強いとされるギデンズとブレアの間には、「家族」「コミュニティ」「責任」といった中核概念についての差異がある。これらの点については今後の検討課題としたい。

表1 イギリスで実施されているサービス数

内容	割合				合計
	中心活動	主要な活動	副次的な活動	例外的な活動	
親と子どものレジャーおよび学習活動	229	457	321	109	1116
ビフレンディング・サービス	212	295	274	149	930
ペアレンティングコース	159	542	375	131	1207
親の一对一カウンセリング	150	437	339	130	1056
インフォメーションサービス・出版	150	385	338	104	977
親子カウンセリング	120	385	277	147	929
テレフォン・ヘルプライン	120	224	229	187	760
ペアレンティングのセルフヘルプグループ	99	481	405	105	1090
カップルカウンセリング	86	86	164	240	576
家族セラピー	43	194	190	226	653
ウェブサイト	23	93	137	180	433
結婚準備	14	52	60	268	394
その他のペアレンティングサービス	239	300	125	49	713
合計	1644	3931	3234	2025	10834

出典：Clem Henricson, Han Katz, Jeff Mesie, Milva Sandison, Jane Tunstill, 2001, *National Mapping of Family Services in England Wales: an consultation document*, National Family & Parenting Institute, p.3を参照。

表2 スタッフの割合（主要セクターのみ）

	社会サービス	保健	教育	マルチセクター	ボランティア
その他のペアレンティングサービス	26	19	12	7	34
親子カウンセリング	24	22	9	7	37
ペアレンティングコース	23	21	13	10	32
親の一对一カウンセリング	22	30	4	10	32
ペアレンティングのセルフヘルプグループ	21	14	6	16	42
ビフレンディング・サービス	21	6	6	18	48
親と子どものレジャーおよび学習活動	16	9	13	15	45
家族セラピー	16	35	1	11	36
カップルカウンセリング	11	24	2	12	51
インフォメーションサービス・出版	7	20	14	14	31
テレフォン・ヘルプライン	6	30	9	6	49
ウェブサイト	2	3	18	9	32
結婚準備	0	2	0	6	92

出典：Clem Henricson, Han Katz, Jeff Mesie, Milva Sandison, Jane Tunstill, 2001, *National Mapping of Family Services in England Wales: an consultation document*, National Family & Parenting Institute, p.4を参照。

ているのが、1998年に提出された二つの施策である。一つは、ギデイズもその作成に関与したとされる報告書「Supporting Families」であり、もう一つは少年犯罪の分野に関する「犯罪および秩序法」（1998年）である。

前者の報告書では、ブレア政権の家族政策の基本的方向性が示されている<sup>7)</sup>。家族への財政的支援や、仕事と家庭とのバランス、深刻な家族問題への支援のほかに、結婚の強化や親へのサービスとサポートが中軸をなしている。家族を社会の中心とみなし、いかに成功裏に子ども

を育てることができるかが社会の将来を左右するという認識が提示されている。ここで問題となるのは、家族の多様性それ自体ではない。むしろ、子育てにおける「継続性」である。この

7) 具体的な政策としては、貧困地域の子ども及び家族に対する包括的サービス（出産前後のサポート、家庭訪問、アウトリーチ、ビフレンディングサービス、求職活動中の子育て支援など）としての「A Sure Start Programmes」、貧困地域の子どもに対する財政的援助「A Children and Young People's Unit」、調査研究機関（the National Family and Parenting Institute）の設置などが挙げられる（Home Office, 1998a）。

ことは、多分にパートナー関係における多様性・変化が密接にかかわっているが、親が子育てという責任を果たすことができるように政府が全面的なサポートを行うことを宣言している。親による子育てという自助原則の貫徹と、公的サポートとが相互補完関係を構成している。

では、同じ年に制定された「犯罪及び秩序法」では親に対してどのような役割が期待されているのであろうか？「犯罪及び秩序法」は、「少年犯罪の責任の所在を明確にする」という少年司法改革の一環として位置づけられており、年齢相応の責任の自覚、被害者への償いなどが規定されている。さらに、背景にある家族の問題など、青少年を非行に至らしめるようなリスク要因への取り組みも含まれている。

この法律は四部構成となっており、第一部で以下の4つの領域に関する規定が行われている<sup>8)</sup>。

- ・ anti-social behaviour orders
- ・ sex offender orders
- ・ parenting orders
- ・ child safety orders

ここで注目すべきは、罪を犯した若者の親に対する「責任」の規定および命令 (Parenting Orders) である。従来、子どもと親という二つの集団に付属している責任の差異が不明瞭であったが、この法律では、少年非行における親の当事者性を、「将来の犯罪行為の予防」、すなわち再犯防止に対する「責任」として強調しているところに大きな特徴がある (Leng et al., 1998: 24)<sup>9)</sup>。そしてこれらの義務を果たさない親に対しては、裁判所の権限によって罰金を科すことも可能となっている。

8) 法律の詳細は、加門 (2001) を参照。

9) 具体的な命令の内容としては、カウンセリングもしくはガイダンスに参加する義務 (修に1度3ヶ月まで)、逸脱しそうな子どもに対する適切なコントロールなどがある (後藤, 2004)。

さらに「犯罪および秩序法」が十分な成果を挙げなかったことを受けて、2003年には、「Anti-social Behaviour Act」が新たに制定された。ここでは子どもの犯罪だけではなく、その反社会的行動にまで親の責任が拡大解釈されている。具体的には、第3章の「親責任 parental responsibilities」の中で、子どもの反社会的行動 (学校での子どもの反社会的行動、不登校) について、親と教育機関が契約を結び、親が子どもの行動か以前の実施に責任を持つという役割分担が明示された (Parenting Contract)。

### 3. 子どもをもつことへの〈社会的意味づけ〉の交錯—新しい「責任」?

ジャック・コマイユは、「私的なものの個人化の政治的管理は、政治秩序の構築が支配の構造的手続きの結果というよりも、そこで市民社会の諸部分、諸アクター、社会運動といった新たな集団、鑑定人による評価といったものが重要な位置を占める諸々の配置全体の産物となっていることが認められることの一般的な現象のひとつの表現」(コマイユ, 2002: 65) であるとしている。イギリスのPEの展開を見ていくと、妊娠・出産にかかわるマタニティ・ケアから、ボランティアセクターの台頭、そしてブレア政権の政策までが、相対的に独自の動きをなしつつ、時には対立しながらも、子どもをもつことへの〈社会的意味づけ〉の一続きの網の目を構成していることが分かる。そのキーワードは「親責任 parental responsibilities」である。この言葉は、イギリスの場合、子どもに対する親の権利と義務にかかわる法律用語として成立した児童法の歴史がある。今日の多様なエージェントによる親に対する「責任」の規定は、社会が家族の内部に介入する契機を生み出している。まさにその媒体としてPEが機能していると言えるだろう。さらにこのことは、単に犯罪



や子どもの反社会的行動の「結果」に対する「責任」のみならず、その「再犯防止」ひいては「予防」という名目において、果てしなく拡大していくことは想像に難くない。とりわけイギリスの場合は、政府の強力なイニシアティブが果たした役割を看過することはできない。さらに、ボランティアセクターによる活動も、専門家の代替役割として解釈することも可能である。全国規模で活動を展開しているNational Childbirth Trustは白人中産階級の親を中心に組織されているという批判もある。専門家が従来担っていた親への指導・支援が、ボランティアセクターによって代替される流れは、「個人化」の徹底の果てに現れる「家族への統治」から「家族による統治」を想起させる。親のエンパワーメントと、Parenting Orderに見られるような親自身を主体化させるような家族への介入は、PEを介して同心円状に位置づけられているのである。

### おわりに

日本でも、PEが注目を集める一方で、「市中引き回しの上、打ち首」という少年による幼児策害事件での親に対する発言に典型的に示されているように、子育ての責任を親に求める世論は少なくない。東京都でも、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」(2005年)において、18歳以下の青少年の健全育成に対する保護者の責務が強調されている。

子どもをもつ意味変容、その〈社会的意味づけ〉と〈個人的意味づけ〉との交錯、その中でPEが果たしうる可能性を考える場合、イギリスの事例をみても、Supporting FamiliesとParenting Orderとが同時に提起されたことは極めて示唆的である。この二つの動向から透けて見えてくるのは、夫婦関係（パートナーシップ）と親子関係（次世代育成）の分離という

リアリティであり、さらに言えば、夫婦関係においては「多様化」を追認しつつ、家族に依拠した次世代再生産という点においては、依然として「近代家族」の枠組みに執着していることに起因する矛盾である。丸山は、近代親子観の「排他性」は、歴史的には必ずしも普遍的なものではないと指摘しているおり、新しい可能性として「複合的親性」に注目している（丸山、2005）。しかしその一方で、親による子育てを権利として公的言説へと転換しようとする動きもみられる（池本）。たしかに親子関係は複雑化傾向にあるが、丸山の言葉を逆説的に援用するならば、「近代家族」の親子観の基盤となる「血縁的親子（descent）」と「親性（parenthood）」との一体性が揺らいでいるからこそ、今まさにその再連結が強調されているのではないだろうか？

子どもをもつことをめぐって、個人の日常生活に根ざした〈個人的意味づけ〉と、親責任の強化に示される〈社会的意味づけ〉とを架橋する領域にPEは位置づけられる。このことは、再生産をめぐる近代の公私関係の再編成を伴う重要な社会的課題であり、PEはその重要な主戦場に位置づけられる。「親責任」にのみ還元されることなく、問題のチャンネルを確実に「社会化」するルートをPEが提供できるかどうかは今問われている。

### 参考文献

- Beck, Ulrich, Elisabeth Beck-Gernsheim. (2002) *Individualization: Institutionalized Individualism and its Social and Political Consequences*, SAGE Publications.
- Bornstein, Marc. H. (ed.) (2002) *Handbook of Parenting, Second Edition*; Volume 1-5, Lawrence Erlbaum Associates.
- Declercq, Eugene. (1998) Changing Childbirth in the United Kingdom: Lessons for U.S. Health Policy, in: *Journal of Health Politics, Policy and Law*, 23

- (5) : 833-859.
- Department of Health. (1993) *Changing Childbirth: Part I: Report of the Expert Maternity Group*, The Stationary Office.
- Donzelo, Jacke. (1977) *La police de famille: les Edditions De Minuit*. (=1991, 宇波彰訳『家族に介入する社会』新曜社)
- Fine, Marvin J., Steven W. Lee. (eds.) *Handbook of Diversity in Parent Education: The Changing Faces of Parenting and Parent Education*, Academic Press, 2001.
- Henricson, Clem, Ilan Katz, Jeff Mesie, Milva Sandison, Jane Tunstill. (2001) *National Mapping of Family Services in England and Wales: a consultation document*, National Family & Parenting Institute.
- Hoghughi, Masud, Nicholas Long. (eds.) (2004) *Handbook of Parenting: Theory and Research for Practice*, SAGE Publications.
- Home Office. (1998a) *Supporting Families: A Consultation Document*, The Stationary Office.
- Home Office. (1998a) *Parenting Order: Guidance Document*, The Stationary Office.
- House of Commons Health Committee. (1992) *Second Report: Maternity Service (Winterton Report)*, HMSO.
- Leng, Roger, Richard D. Taylor, Martin Wasik. (1998) *Blackstone's Guide to the Crime & Disorder Act 1998*, Blackstone Press.
- Long, Nicholas. (1997) Parent Education/Training in the USA: Current Status and Future Trends, in: *Clinical Child Psychology and Psychiatry*, 2 (4) : 501-515.
- Marshall, Harriette. (1991) The social construction of motherhood: an analysis of childcare and parenting manuals, in: Ann Phoenix, Anne Woollett and Eva Lloyd (eds.), *Motherhood: Meanings, Practices and Ideologies*, SAGE Publications.
- Münz, Rainer. (1982) "Kinder als Last, Kinder aus Lust? Thesen zu individueller Reproduktion und familiärer Sozialisation", Jachim Matthes (Hg.), *Krise der Arbeitsgesellschaft?*, Campus Verlag, ss. 228-248.
- Nolan, Mary. (ed.) (2002) *Education and Support for Parenting: A Guide for Health Professionals*, Ballière Tindall.
- Pugh, Gillian, Erica De'Ath, Celia Smith. (eds.) (1994) *Confident Parents, Confident Children: Policy and Practice in parent education and support*, National Children Bureau.
- Smith, Charles A. (ed.) (1999) *Encyclopedia of Parenting Theory and Research*, Fizroy Dearborn.
- Smith, Camille, Ruth Perou, Catherine Lesesne. (2002) Parent Education, in: Marc H. Bornstein, (ed.), *Handbook of Parenting: Social Conditions and Applied Parenting (Volume 4)*, Second Edition, Lawrence Erlbaum Associates, pp. 389-410.
- Stern, Hans Heinrich. (1960) *Parent Education: an International survey*, *Studies in Education: Journal of the Insitute of Education*, The University of Hull and the Unesco Institute for Education. (= 1966, 文部省社会教育局訳『世界の両親教育』文部省社会教育局)
- Utting, David, Gillian Pugh. (2004) The social Context of Parenting, in: Hoghughi, Masud, Nicholas Long (eds.), *Handbook of Parenting: Theory and Research for Practice*, SAGE Publications, pp. 19-37.
- Wolfendale, Seila, Hetty Einzig. (eds.) (1999) *Parenting Education and Support: New Opportunities*, David Fulton Lublishers.
- 柏木恵子 (2001) 『子どもという価値—少子化時代の女性の心理』. 中公新書.
- 加門博子 (2001) 「子どもの非行と親の責任—1998年犯罪・秩序違反法 (英国) の少年非行対策」. 警察学論集, 54 (3) : 82-96.
- 国立婦人教育会館編 (1992) 『子どもの社会化と「ペアレンティング」』. 国立婦人教育会館.
- 小嶋理恵子・斎藤真緒 (2003) 「ワークショップ『ペアレントエデュケーションの理論と実際』—日本におけるペアレンティングエデュケーションの可能性」. 人間科学研究, 5 : 237-246.
- 後藤弘子 (2004) 「少年非行と親の『責任』」『法律時報』. 76 (8) : 27-32.
- 斎藤純一編 (2003) 『親密圏のポリティクス』. ナカニシヤ出版.
- 斎藤真緒 (2000) 「親性の『個人化』—家族の分析視角としての『個人化』論の可能性」. 産社論集, 36(3) : 49-69.
- 斎藤真緒 (2003) 「ケアをめぐるアポリアー『ケア』の理論的系譜」. 人間科学研究, 5 : 199-210.
- ジャック・コマイユ著, 丸山茂・高村学人訳 (2002) 『家

- 族の政治社会学—ヨーロッパの個人化と社会』。神奈川大学評論ブックレット。
- 田中マユミ（1988）「親教育の方法」岡堂哲雄編『家族心理学の理論と実際（講座 家族心理学6）』。金子書房，148-170。
- 田間泰子（2001）『母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス』。勁草書房。
- 東和敏（1996）『イギリス家族法と子の保護』。国際書院。
- 布施晶子（2000）「最近のイギリスにおける家族政策の特徴と家族研究」。家族社会学研究，12（1）：111-116。
- 丸山茂（1999）『家族のレギュレーション』。御茶の水書房。
- 丸山茂（2005）『家族のメタファー—ジェンダー・少子化・社会』。早稲田大学出版部。
- 守山 正（2000）「イギリスにおけるリストラティブ・ジャスティスの問題点—1998年犯罪・秩序違反法をめぐる論争」。捜査研究，587：13-19。
- 山田昌弘（2004）「家族の個人化」。社会学評論，54（4）：341-354。
- 山本 聡（2001）「少年法と保護者に対する命令（Parenting Order）—親の責任と子の責任，イギリス1998年犯罪および秩序法（Crime and Disorder Act）を中心に」。刑法雑誌，40（3）：331-348。  
（2005.12.5 受稿）（2006.1.25 受理）